

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷六十二第

行發日一月一年三和昭

特別號

法人に關する重複課税の問題 . . . 法學博士 神戸 正雄

ハイデッガーの關心論 . . . 文學博士 米田庄太郎

動物界の道德 . . . 理學士 川村多實二

長崎貿易に於ける銅及銀の支那輸出に就いて . . . 文學博士 矢野 仁一

型について . . . 法學士 恒藤 恭

アダム「富國民論」の研究對象并に方法の基本的考察 . . . 法學士 石川 興二

奧羽諸藩における赤子養育仕法 . . . 經濟學博士 本庄榮治郎

自作農地の創設及維持 . . . 法學博士 河田 嗣郎

專賣類似の仕法に基き百姓一揆 . . . 經濟學士 黒正 巖

專賣類似の仕法に基く百姓一揆

黒 正 巖

緒 言

徳川時代の百姓一揆は、身分的支配關係が社會組織の根本基調となれる封建制度そのもの、必然的結果として發生したものであり、又その發生形態も時代及地方によつて夫々變化する。即ち百姓一揆は夫々の時代及び地方の社會的素質と關係を有するものであるが、之は已に他の機會に於て屢々述べたるを以て、茲に絮説しない。本稿に於ては専ら百姓一揆の動因を分類し、その内徳川時代封建制度の經濟的基礎の變遷過程上に現はれたる注目すべき專賣類似の仕法が、何等かの意味に於て百姓一揆の發生と因果關係を有するものにつきて概觀しようと思ふ。

百姓一揆が單一なる動因によつて發生したる場合は極めて少く、多くの場合に於て種々の動因が複合して百姓一揆を發生せしめて居る。従て百姓一揆の動因を二元的に論斷する事は必しも容易の事ではないから、茲には概念的に類別するに止め度い。百姓一揆の原因は本質的に見れば、

封建社會を維持する爲めの過重の負擔といふ事に歸着するであらうが、併しかゝる抽象論は別問題とすべきであらう。故に封建的負擔の過重を具體的に分析しなければならない。從來百姓一揆の原因としては凶年不作に基く飢饉を擧げるのを常とするも、かゝる自然的なる社會混亂の原因は、之を百姓一揆の直接原因とすべきではない。固よりこの自然現象は百姓一揆の發生と密接の關係を有する事は疑ふべからざる事實であるが、かゝる事實そのものには直接の社會科學的意味は有り得ないものであつて、この自然的現象より來れる結果に對してか、又は之れに關聯して、封建的支配者が如何なる處置をとりたるか、從て又それが社會の組織を維持する上に如何なる關係を有せしかゝ問題となるのである。而して天災凶年の結果又は之に關聯して百姓一揆の原因として觀察すべきは、凶年不作に基く農民の困難を如何なる方法によつて救濟し、又はその困難を輕減したるかといふ點にして、天災不作に關聯して發生したる百姓一揆は即ち二の方面を有する。一は武士階級が農民の困難を除去又は輕減するの方策を行はざりし場合、二は農民の困窮を積極的に除去輕減せざるは勿論、消極的に租稅負擔を輕減せず、或は又却て之を増加したる場合之れである。而してこの第二の方面に屬するものは徳川時代百姓一揆の原因として最大多數を占むるものである。

次は凶年不作とは無關係に、從來より負擔が重く、農民の生活が次第に困難となれるを以て、

之が輕減を主張して發生した場合も極めて多いが、平時に於て百姓一揆の發生するは大抵積極的に新なる負擔を加重する場合に最も多いようである。檢地丈量の際又はその以後に於てよく一揆が發生したのも、之によつて課稅率が高騰した場合が多いからである。更に負擔加重の問題と關聯して、村役人が武士の代辯者として負擔加重の手續を實施し、又は之を機會に不正行爲を爲したる爲め、一揆を發生せしむるに至りたるものも甚だ多い。併し村役人の行動が原因となつた場合は必しも負擔問題のみには限られない、村役人が平素武士の威を借りて村民を虐待侮蔑したる爲め農民の懷いてゐた積年の反感が爆發して一揆の原因となつた場合が少くない。

負擔加重の方法としては種々の問題があるが、矢張り直接年貢に關するものが最も多く、之は幕政初期より百姓一揆の主なる動因となつてゐる。蓋し米遣の經濟時代たる當時に於ては、武士がその生活を維持し又は向上せんとすれば、土地耕作に課稅せざるを得なかつたからであらう。更に貨幣經濟が發達するに及びては、武士は穀納又は勞役納の代りに金銀納を希望し、種々の方策を講じた。又財政の收支の不足を適合する爲めには借債をなし、特に自己領内よりの借債としては所謂御用金を命じ、或は惡貨鑄造を斷行し、更に紙幣を發行して硬貨を沒收する等巧妙なる手段を用ひた。之等の負擔加重策が原因となつて百姓一揆の發生を見たる場合も少くない。又勞役の加重例へば助郷勤務の増加に耐えずして一揆を起した例も二三ある。

貨幣經濟が盛となりて營利精神が勃興し、町人階級の勢力が伸長するに及びて、武士階級はその身分的政治的支配權によつて、町人を排除し又は之を利用して、交換經濟上に於ける利益の全收又は割込みを企圖するに至つた。初期に於ては商工業に對し特權を與へてその生業を保障すると同時に、武士の必要とする現物を徴收し又は特權賦與の代償として冥加運上等を課したのであるが、後には商工業が農民と武士との間に介在して大の利益を獨占するを羨み、武士階級自身の施設として專賣制度又は之に類似する仕法を行ふに至つたのである。而してかゝる仕法が原因となりて百姓一揆を激成するに至れるもの亦尠しとしない。余が本稿に於て述べんとする所のものは即ち之れである。この他農民と富豪、地主との關係又は農村相互の關係よりして一揆の發生したるものも少くないが、之につきては一々詳述しない。又右の諸原因の外にも種々のものがあるらうし、更に之等の諸原因が時代により又は地方によつてその重要さが變化してゐるが、一般的原因論につきては他の機會に於て論及する事として、只專賣又はその類似の仕法につきてのみ、次項に於て少しく詳述しようと思ふ。

第一 徳川時代に於ける專賣類似の仕法

徳川時代の專賣類似の仕法は、中世以後に於て武士の財政上極めて重要なる地位を有するに至

つた。仙臺藩、加賀藩、薩摩藩等に於ては專賣による収入が財政収入の大部分を占むる有様であつた。¹⁾ 各藩が競ふてこの仕法を用ひんとしたのも當然の事である。而してこの仕法は多く貨幣經濟發達の結果、武士がその貨幣的利益を獲得せんが爲めに企圖したるものにして、從て又比較的經濟力の豊富なる地方に於て行はれたるを常とす。專賣類似の仕法として各地に行はれたるものはその數少しとしないが、余の寡聞を以てすれば、寛永二年以前に行はれたる阿波藩の榎方役所、寛永初期に於ける加賀藩の鹽專賣、同じく仙臺藩の米鹽の專賣等は、その最も古きものであり、又土佐藩が野中兼山の發案によつて實施したる「五々御商」も寛文以前のものにして古き部類に屬する。かくの如く大藩に於ては比較的早くより專賣制度が行はれてゐたが、小藩に於てかゝる制度の行はるゝに至つたのは大體幕政中期以後の事である。而してその仕法は今日の意味に於ける專賣と殆ど異らざるもの及び之が類似のものとの區別する事が出来る。從來この種の仕法を行ひしものとして學界に紹介せられたるものは、前述四藩の外、鹿兒島藩、毛利藩、岩國藩、赤穂、姫路、備後福山、伊豫吉田、同大洲、豊後岡藩、同臼杵藩、信州松代藩等の國產專賣、相馬、南部、八戸、松山、大村、熊本等各藩の鹽專賣である。之に由て見れば專賣類似の仕法を行へる各藩は大抵大阪以西の諸國にして鹽專賣を除いては關東に於ては比較的少い。之れは專賣類似の仕法を實施するの前提としては、已に述べたるが如く、貨幣經濟の發達せる事及び貨物配給の地

1) 土屋喬雄氏、封建社會崩壞過程の研究六七一頁以下及び六八七頁以下。二三〇、二三七頁。四四六頁以下。
2) 土屋氏上掲書一六八頁、五三〇頁

域廣大にして且つ配給の中心に近接せる事を必要とするからである。而して大阪は徳川時代を通じて貨幣經濟の中心であり且つ貨物配給の中心地であつたが、それは關西諸國にとりて特に重要な意義を有し關東及びその以北の各藩にとりては經濟的關係がさ迄密接でなかつた。從て關東諸藩に於ては一般に國產賣買を行ふの前提を欠いで居たのである。此の關係は大阪に於ける關東地方の藏屋敷の数が比較的僅少であつた事に徴しても明かである。かくの如く關西地方に於てはその經濟的發達の程度よりして、專賣類似の仕法を行ひうるの可能を存したると同時に、各藩の財政も米遣經濟より貨幣經濟に推移しつゝありしを以て、必然的に專賣類似の仕法が多く行はるゝに至つたのである。その結果は纏て直接間接に農民の負擔を加重し、又はその利益を奪ふ事となり、さなきだに租税その他の負擔の増加に苦しみ、且つ營利的貨幣經濟に對して抵抗力の弱き農民は、非常なる壓迫を蒙らざるを得なかつた。茲に於て農民はその窮地を脱却する爲めに種々の方策を講じ、平穩且つ合法的にその目的を達する能はざるに至つては、遂に絶望的暴動又は逃散を企つるに至つた。專賣類似の仕法に基く百姓一揆が關西地方に最も多きは蓋し當然の事であらう。余の知り得たるこの種の事例につきて左に之を概説しよう。

第二 專賣類似の仕法に基く百姓一揆年代史

(1) 寛文三年(一六六三年)、土佐領内騷擾。

野中兼山は種々の大事業を起し土佐藩内の開發に努力したのであるが、その中には結局に於て武士階級の利益となり農民を壓迫するに至つたものが少くない。故に寛文三年に兼山が失脚して以來は、その施設の爲め困窮せし農民町人は彼の秕政を擧げて愁訴するに至つた。就中所謂「直々御商」なるものは最も人民の生活を壓迫したようである。當時人民より愁訴したる願文四十七ヶ條の記す所によつては、その組織の如何なるものなるかは明かにし得ないが、土佐國中の特産品たる茶紙漆油草木材等はその自由賣買を禁じ、生産者は直接に消費者に販賣せずして必ず藩又は藩の特許商人に賣渡すの義務ありとし、然かも從來の一般市場相場よりも下値に買上げられた。若しこの禁を破ぶつて直賣買をなす時は嚴罰に處せられるのみならず、專賣に關係ある役人の往來頻繁にしてその送迎に失費多く又專賣貨物の運送及び保管等につきても夫々人民に義務を負せしめた。又酒の如きは上方より移入して之を特權商人に拂下げ更にこの商人より賣上税を徴收して酒價を吊り上げ、又安喜田野甲浦にて酒を醸造せしめて之が強制買上げをなし、右同様高價に販賣せしめたので、商人及び消費者も頗る迷惑したといふ。事情かくの如きを以て人民が機に方て反抗せんとするは當然の事であつた。即ち兼山失脚後は國を擧げて舊來の施設に反對し騒然たるものがあつた。茲に於て當局は止むを得ず大改革を行ふこととして事なきを得たが、併

し乍らこの仕法が全然廢止せられたのではないらしい。

(2) 寶曆五年(一七五五年)十一月、土佐津野山騷動

右に述べたるが如く土佐藩に於ては所謂改文の改替によつて兼山の施設を改廢したるも、財政上の困難を救ふ爲めには專賣類似の仕法を全然廢止する事は出来なかつた。いつしか國産方なるものを復活し特權商人を指定して重要國産の賣買獨占を行はしむるに至つた。農民は之に對して常に不満を懷いてゐたのであるが、特に特權商人たる高知町通り丁の間屋藏屋利左衛門は、津野山地方に於て不當の安値を以て國産特に紙茶を買上げた爲め甚しく農民を激昂せしめた。農民は藩當局に愁訴して藏屋某の罷免を要求したるも之を聽さなかつた。茲に於て農民等は徒黨を組み、他國に逃散するか、又は江戸に人を出して越訴せんと計畫し、納税を拒否した。藩政府は張本人二十二人を捕へて投獄したが、後、藏屋某にも不正の行爲ありたる事が發覺し、農民の代表者橋原村庄屋中平善之丞及び藏屋某の二人は死罪に處せられて事件は一應落着した。併し國産方は依然として廢止せらるるに至らなかつたから、後年再び騷動を見たのである。

(3) 寶曆六年(一六五六年)、阿波藍稅事件

徳島藩に於ても古くより專賣類似の仕法を行ひ、寛永以前己に榷方役所なるものがあつた。その内容組織は不明であるが、恐らく榷生蠟の直營賣買又は監理を行つたものと思はれる。寛永二

4) 御家年代略記二ノ三五、土佐史料六ノ三五、南路志七六、土佐史料一八四ノ

年には櫛方役所の一部として藍方代官所を設置し、更に享保十八年には藍方御用役場と改稱し、葉藍專賣及び製藍の輸出獎勵に力めた。更に紙漆煙草蜂蜜蠟實金物實綿竹木等につき賣買上の制限を加へてその利を收め、以て財政に資せんとした。固よりかゝる仕法を行ふに方りては、その生産額及び農民の利益の増大を計らんとしたるも、結局農民が不利に陥るを以て、この仕法は常に農民反對の目標となつて居た。果して寶曆六年名西郡高原村地方を中心として百姓一揆が起つた。即ち從來より藍の直賣買が禁せられてゐた上に、更にこの年に至つて藍作税を設けたので、かねて用意を備へ村の寺鐘を合圖に一揆を企つる筈であつたが、密告者の爲めにその裏をかゝれ、事を擧ぐるに至らずして了つた。首謀者二人は死罪に處せられ、その遺骸は五社の宮の裏手に葬られた。その墓碑には寶曆七年三月二十一日とあるといふ。爾來農民はこの社を以て藍作の神となし種々の迷信が行はれ、後年所謂五社宮事件が起つたのはこの社に關してである。要するに當年の騒動は全く藩が藍の賣買を獨占せんとする事に基因したものである。⁵⁾

(4) 天明六年(一七八六年)十二月、備後福山領内

備後福山藩は水野氏時代には備中備後九郡二百四十三村十萬石にして、交通の便利もあり、物産も豊富の藩であつたが、元祿十一年水野氏世嗣絶えて國除せられた。その際幕府は岡山藩に命じて新に檢地丈量を行はしめ、五萬石を打ち出さしめた。かくして領民は課稅率を高められたる

のみならず、再度領主の國替あり、百姓一揆發生の素地が作られたのである。殊に新領主阿部氏は常に江戸に在りて幕府の要職に就きし爲め失費益々多きを加へ、財用不足を補ふに汲々として、種々の方法によつて金穀の誅求に力めた。茲に於て天明六年凶年が動機となりて、領内の農民舉つて大一揆を起すに至つた。當時農民が要求したる所は實に三十三ヶ條の多きに達して居るが、「綿役所願之事」はその重要なもの、一つである。又之に關連して「綿作不熟の節檢見方被仰付度願之事」を要求して居る。綿役所の創設は何時の頃か不明であるが、之によつて專賣類似の仕法を行ひ、綿の賣買を獨占したもの、如くである。即ち綿は備後特産物の一つにして國內の需要を充たして更に多くを大坂に移出して居た。而して從來は綿問屋が運上を納めて賣買し、必しも藩内の綿問屋のみに限られてゐなかつた。然るに綿役所設置以來、仲買の者に燒印提札を下附し、彼等をして安價に綿を買入れしめて之を綿役所に收め役所自ら之が賣買をなし、他領の間屋又は提札なき問屋との自由取引を禁じた。役所は買手獨占者となり、農民は常に安價に生産物を賣拂はざるを得ないので、この制度の廢止を要求したのである。⁶⁾

(5) 天明七年(一七八七年)二月、土佐池川用居逃散⁷⁾

土佐の國産方が如何なる産物につきて專賣類似の仕法を採用したるかは明かでないが、土佐紙及び茶はその最も重要なものであつたらしい。天明六年は西部日本一般に大凶作にして、土佐

6) 近世社會經濟叢書第十一卷阿倍野童子問參照

7) 池川用居非常大要記録、池川用居逃散記(近世社會經濟叢書十一卷)

も亦その害を蒙つた。併し凶作の爲め土佐國內各地に百姓一揆が起らないで、北西部の山間地方に一揆が発生したのは、この地方が平地少くして穀作に適せず、楮及び茶を栽培して製紙製茶を主業とし、租税の如きも穀納によらずして金納によるといふ有様であつた。然かも紙及び茶が國産方の賣買に屬するものなるが故に、その自由賣買が出来ず、種々の不利益を蒙り、常に不平に満ちてゐた。偶々凶作不作に會し、之を機として紙賣買に關する制限の撤廢を主張し、約七百餘人の農民は伊豫松山領に逃散して久万山菅生山に至る。高知藩大に驚き、要求を容れて連れ歸る。爾來國産賣買の制限が緩和せられたと見えて、之に關する一揆は發生しなかつた。

(6) 寛政五年(一七九三年)正月、伊豫吉田領

この一揆も必しも單一なる原因によつて起つたものではないが、併し紙方役所なるものを設け、製紙原料の賣買を制限し、藩が御用商人をして製品を獨占的に買取り、又御用商人をして製紙業に不當の金融をなさしめたる事に基因す。吉田藩は三萬石の小藩にして、常に本藩たる宇和島藩の壓迫を受けたるも、財政は本藩よりも比較的に良好であつた。然るに時を下るにつれて財用次第に乏しく、之を補足する爲めに國産たる紙を專賣とし、その利益を獨占せんとした。農民等之を不當として騒ぐ。會々本藩宇和島藩の指嗾ありたるごかにて、寛政四年十二月頃より一揆勃發の形勢であつたが、遂に正月に至つて領民舉つて一揆をなし、宇和島領内に逃散し、紙方役

所廢止その他數項より成る願書を出す。吉田藩の家老安藤儀太夫は宇和島に赴きて交渉したるも要領を得ず、責任を負ふて群集の面前に割腹し、一揆の退散を求む。一揆爲めに鎮定した。かくの如き劇的場面を有する百姓一揆は類が少い。⁸⁾

(7) 文化八年(一八一二年)十一月、豊後岡藩

豊後は小藩に分割せられて居たのみならず、領主が屢々交迭し、誅求の度も可なり苛酷であつた。故に九州地方に於ては比較的一揆の多い國である。文化八年岡藩に於ては御物會所、生産會所を創設し國産の賣買を獨占しようとした。この組織の如何なるものなるかに就きては、之を詳かにしないが、據その他の國産につきて專賣類似の仕法を用つたものらしい。而して之は餘程農民の迷惑となつたと見え、四原村及び非出筋百姓が暴動をなすや、その最初に呈出したる歎願書には、第一項第二項三項に於て之が撤廢を要求し、又之に關係ある役人を百姓共へ下置かれ度き旨を主張して居る。⁹⁾ 藩に於ては事情を止むを得ず、間もなく新法を停止したもの、如くである。

(8) 文化八年(一八一二年)十二月、豊後臼杵藩

臼杵藩も右の岡藩と同じような事情にありて、財政は極度に窮乏して居た。之が爲め種々の奇抜なる施設を施した。例へば四十才未満の男女には一日一錢宛の人頭税を課し、牛馬賣買に運上を命じ、強制的に藩の頼母子講に加入せしめ、更には縁談方なる役人を立置きて在中の縁談の世

8) 西園寺源透氏編、伊豫百姓騒動第九篇

9) 黨民流説(小野武夫氏論百姓一揆叢談下編論三六八頁以下)

話をなさしめた。次で産物一式買上の事を合し、出口毎に番所を設置して移出入の貨物に關税を課すると同時に、産物買上仕法の勵行に力めた。殊に紙役所を所々に設けて紙類を殘らず買上げる事とした。農民等その不當を叫んで一揆を起し暴動をなすに至つたが、併しかくの如き産物の買上げ仕法は地方の事情によつて利害關係を異にするが故に、百姓の要求も亦地方によつて異つて居る。併し大體に於て産物買上げの法がこの一揆の重要な原因の一つである。右の如く専賣類似の仕法が原因となりて起りたる右二藩の百姓一揆とは、原因こそ異れ、他の隣藩も經濟的に窮迫せる上に、岡、臼杵二藩の百姓一揆が成功したるの故に、各地一齊に立つて一揆を企つるに至つた。

(9) 文化十三年(二八一六年)十一月、伊豫大洲藩

大洲半紙はその資質堅牢にして水中に浸潤するも之を乾燥すれば再びその文字を判讀しうるの故に、當時火事の多かりし江戸に於て頗る多くの需要があり、利益が少くなかつた。農民は副業として製紙を營み、藩内第一の名産となつた。茲に於て藩政府は之が賣買を獨占して利益を擧げんと計畫し、各地に紙改役所を設け、時價の如何に拘はらず極めて安價に之を全部買上げ、藩の手を経て之を江戸に移出販賣し、農民が抜賣をなすに於ては嚴罰に處する事とした。農民は折角の有利なる副業を壓迫せられたのであるから、大に反對したが、如何とも出来なかつた。遂に柚

の木村里正三瀬孫四郎はこの苛政を見るにしのびず、同志と計つて一揆を企てんとす。不幸中道にして事あらはれ、首謀者三名死罪に處せられた。併し之によつて紙改役所は全然廢止せらるゝには至らなかつたようであるが、著しく寛大の處置をなす事となつたといふ。¹¹⁾

(10) 文政二年(一八一九年)五月、阿波那賀郡仁宇谷

この地方は楮漆煙草等の産地であるが、之等の物産の價格を公定し、直賣買を禁じて藩の御用商人をして獨占的に買上げしめて居たので、暴動を企てたが、小地域の事とて大事に至らずして終末した。¹²⁾

(11) 文政六年(一八二三年)五月、紀伊和歌山藩内

紀州和歌山藩は大藩であつたけれども、財用の欠乏は他藩と異なる所はなかつた。海上交通によつて大坂と密接の關係ありし爲め、夙に貨幣經濟が發達し、營利の機會が多かつた結果、財用の不足を補ふの方法として專賣類似の仕法が行はれた。それは即ち「御仕入方」なる制度である。之は藩の重要産物の獨占的賣買を爲すのみならず、更に他藩より移入せらるゝ貨物につきても專賣を行ひしを以て、藩の出入口には役所を設けて密輸を嚴禁した。故に農民はその生産品の賣却につき販路が制限せられて不利益を蒙るは勿論、酒茶煙草等の買入れにつきて多大の不利に陥り、「仕入方」の制度は領民の極力反對する所であつた。文政六年に至り不幸にして四月より五十餘日

11) 西園寺源透氏編、伊豫百姓一揆第十一編

12) 阿波國最近文明史料

の間一滴の雨を見ず、大旱魃となり、五穀の植付も出来ず、水騒動が起り、更にはその生活の困窮を訴へて百姓一揆を見るに至つた。即ち最初五月十九日名草郡宮郷に起り更に蔓延して六月八日には伊都郡にも及んだ。固よりこの一揆の原因は必しも「仕入方」問題には限らないが、之が最も重要なものである。¹¹⁾

(12) 天保二年(一八三二年)八月、周防國三田尻地方

戮討産物役所なる寫本によれば、「近來倣に長し勝手向宜しからざる處よりして防長兩國の十八郡郷毎に産物役所を建連ね山海田島に生ずる物は申に及ばず、人作の品に至る迄國中の産物悉く下値に買上げ、大阪へ運送す、中略、農商の類は餘りに下値に買上げられ難澁に迫れる處よりして、偶密かに他國へ賣らんとすれば忽目付に見咎られてその品を取上過料を申付らるゝにぞいよゝ國民困窮する事甚し云々」とある。¹⁴⁾ 故に防長地方に於ける産物役所の起原は左迄古いものではないが、毛利藩は本支藩共にこの制度を行ひ、又吉川領に於ても一種の國產專賣制度が行はれてゐたようである。¹⁵⁾ 已に天保元年産物役所を設け紙の獨占買上をなしたる爲め藝州境に於て一揆強訴が起り、この地方では遂に有名無實の制度となつて居たといふ。然るに長府領徳山領等に於ては之を廢止しなかつたのみならず、天保二年は久し振りの豊年と思はれたので、藩當局は豫ねて投機的に多量の米を買上げてゐたのが、價格下落して損失を召く事を虞れ、之を阻止しようこ

11) 南紀徳川史、和歌山縣海草郡誌三〇三頁以下
同上 那賀郡誌一八七頁以下

14) 雜記及び天保二年騒動裁判記録(京大農學部農林經濟研究室藏)

15) 吉川元光氏論文經濟論叢第十二卷六號九二九

考へた。即ち中の關より五里半下に當る海上相生浦の龍神に不淨なるものを献じてその怒を買ひ大暴風雨を起さんとの企があるを流言せらる。偶然にも七月十七日夜深更に産物役所の役人の駕籠中に生牛の皮あるを發見したる農民はその流言の當りしを怒り、遂に防長一帯の百姓は一揆を起さんとし、物情騒然たるものがあつた。長府領吉川領に於ては早くより警戒して兵備を整へ事なきを得たが、宮市三田尻地方に於ては暴動の一揆が起り御用商人、産物掛の邸宅を破壊するに至つた。

(13) 天保十二年(一八四二年)十二月、阿波上郡一揆

已に述べたる那賀郡仁宇谷一揆の外、享和年間井之内谷の一揆、文化年間勢力村東山村の越境騒動があつたけれども、之が原因につきては明かでないし、又左程大規模のものでもなかつた。

然るに天保十二年十二月に至り、上郡即ち三好美馬兩郡一帯の百姓は或は暴動し或は逃散した。

三好郡山城谷の農民六百餘人は、この地方の特産物に關する獨占買上げに反對し、伊豫今治領に逃散し、楮、漆、煙草、蜂蜜臘質、實綿の強制買上廢止の件等十七ヶ條の要求を伊豫宇摩郡今治領大庄屋井川多郎左衛門に呈出した。又美馬郡祖谷山地方の百姓も右と殆ど同様の要求を貫徹する爲めに或は庄屋富豪等を破却する等の亂暴をなし、更に東分の村民六百餘人は土佐國豊永郷西峰口番所を経て土佐に逃散した。藩當局は大に狼狽し、藩吏を遣して内濟に力め、農民の要求は

概ね容認せられ、寛永以來の專賣類似の仕法は種々の變遷を遂げたる後、遂に廢止せらるゝに至つた。徳島藩が大藩であり乍ら、屢々百姓一揆が發生したるは、全くこの仕法の行はれたる爲めであらう。¹⁶⁾

(14) 文久二年(一八六三年)、伊豫國小籾騒動

當時大洲藩に於て專賣類似の仕法が存在せしや否やは不明なるも、文久二年喜多郡大谷村の沖野屋と稱する製蠟業者がその原料たる楡實を安價に買入るゝの故を以て一揆を見るに至つた。¹⁷⁾ 沖野屋が不當に安く原料を買ひ得たるは彼が藩より特權を賦與せられ、藩は間接に楡の直賣買を禁じてゐたものと思はれる。尙ほこの外にも二三之に類似する一揆がこの前後に起つたが、詳かでないから、茲には省略する事とした。

第三 專賣類似の仕法に基く百姓一揆の分布

最初に述べたるが如く、專賣制度又は之が類似の仕法の實行可能は、時代及び地方によつて制約せらるゝが故に、かゝる制度を素因又は動因とせる百姓一揆の發生も亦時代及び地方によつて夫々一定の分布をなさざるを得ぬ。故に前項に略述せる十四件の百姓一揆を綜合して、その地理的及び時間的分布の傾向を述べる事とす。

16) 阿波藩民政史料七六二頁

三好郡誌五二二頁以下

阿州通駁筆記(高知縣立圖書館藏土佐國群書類從六八卷)

17) 阿波藩民政史料七六二頁

イ、その地理的分布状態

專賣制度と關係を有する百姓一揆は固より右の十四件のみには止らぬであらうが、余が今迄蒐集し得たる材料によれば先づ之れ丈けである。而して伊豫南部、土佐を除いては何れも大體瀬戸内海に面する國々である事は最も注目すべき點である。之は全く之等の地方が海運によつてその國産を大阪に移出して賣却するの可能を有し、従て又目ぼしき産物を凡べて綜括的に專賣するの制度を設けたゝめであらう。若し各藩が消極的にこの生活必需品につき專賣をなしたる場合には消費税を課するの形となるにすぎないが、全般的に有利なる國産品の獨占買上げをなすに於ては、農民は見すゝその利益を失ふ事を感じ、農民をして激昂せしむるの程度が大である。去れば一二の産物のみにつきて專賣制度を實施せる地方に於ては、固より農民の利益を害したには違ないが、百姓一揆の起つた場合が少い。右十四件中多くは多種類の國産の自由賣買を禁ずるか、又は農民の生業として最も重要なものにつきて行はれたる事實に徹してもこの邊の消息が明かである。かくの如く專賣制度に起因する百姓一揆は、單一なる米作地方ではなく、大阪との交通は勿論隣藩との交通が盛にして、著しく經濟が發達し、特用作物を有利に生産しうる地方に發生したのである。又同一の支配者の下に在りても、專賣制度によつて受くる影響は夫々異なるが故に、貢租重課による百姓一揆の如く、領内全體に亘る大一揆は比較的少い傾向がある。更にこの種

の一揆の反覆性を見るに、一揆發生と共に專賣制度の改廢を行ひ、發生原因を除去したる場合には、一回限りで終末して居るが、單に名目を變改したのみか又は再び實行せる場合には、屢々一揆が反覆して居る。例へば土佐、伊豫、阿波の如きはその一例である。

□、その時間的分布状態

小藩が專賣制度を行ふに至つたのは主として幕政中葉以後經濟交通の發達した時である。阿波藩に於ては夙に專賣類似の制度を存したるも寶曆年代に至つて初めて之を原因とする一揆が起つたにすぎぬ。土佐に於ても寛文三年に「直々御商」に反對して騷動が起つたが、改文によつて制法を變じたる爲め、矢張り寶曆五年迄この種の一揆が發生しなかつた。故に寛文三年の土佐騷動を除き、凡べて幕末百年間の出來事であり、殊に文化末年以後に最も多いのは注目すべき點であらう。尙は一揆發生の季節につきては、他の一般の一揆と同じく、十一月より二月の間に於て最も多く、夏期に於て發生したるものは少い。之は矢張り勞働時季の關係及び收納租稅等の關係に基くものであらう。

餘言

以上は僅々十四の事例によつて專賣制度と百姓一揆との關係を觀察したのであつて、概括的に論斷する事は出来ないが、徳川時代の專賣制度そのもの、性質よりして、百姓一揆發生の地理的

分布及び時間的分布に一定の傾向を有する事が、演繹的にも歸納的にも大體明かになつたと思ふ。この傾向は更に一層多くの事例を蒐集するも恐らく破れないであらう。只右の百姓一揆は必しも專賣制度の實施といへる單一の原因のみによつて發生したものは少く、多くの原因が複合して一揆を勃發せしめたのであるが、かゝる制度が改廢せられた場合には、大抵再發してゐないのを見ると、之等の一揆の主要原因が專賣制度にあつた事は明かである。

更にこの種の百姓一揆はその抵抗形態に於て特種の傾向を示してゐない。或は暴動的一揆となりしものもあり、或は逃散となりしものもあつて、專賣制度そのもの、性質と抵抗形態とが直接に關係があると思はれない。地方の社會素質に影響されてゐるようである。只多くの場合に於て直接に藩政府を相手とせずして、之が掛りの役人又は産物買上の特權商人を相手とし、その罷免を要求し、或はその居宅を破却する等の舉に居て居る。一揆の持久性につきては特に著しき傾向もないが、その傳播性に於ては、領内全體に亘る産物につきて專賣の行はれたる場合には、傳播性が比較的大なるも、自然的事情によつて生産が地方的に制限せらるゝものに於ては傳播性が少く、一揆が小地域に限られて居る。要するに專賣制度そのもの、存立が社會的經濟的自然的制限を有するが故に、專賣制度の實行が必然的に百姓一揆の發生を促す事とはならない。專賣制度に基く百姓一揆の發生はその時代の特質、地方の社會素質の如何によつて明確に制約せらるゝものとする。